

原子力災害対策指針の改正案（甲状腺被ばく線量モニタリング、 原子力災害医療体制）及び意見募集の実施

令和4年1月26日
原子力規制庁

1. 経緯

令和3年9月22日の原子力規制委員会において、「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム会合報告書」（参考1参照）を踏まえ原子力災害対策指針（以下「指針」という。）の改正を行うことが了承された。

また、令和3年10月27日の原子力規制委員会において、『「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性』（参考2参照）を示し、委員会の中で出たコメントを踏まえて改正作業を行うこととなった。

これらの報告や検討を踏まえ、指針の改正案を別紙のとおり作成したので、当該改正案について、行政手続法に基づく意見募集を行うこととしたい。

2. 改正案の主な内容

(1) 甲状腺被ばく線量モニタリング関係

報告書を踏まえ、測定の実施体制、対象者、測定の方法等について以下内容の記述を追加する。

- ・国の指示に基づき立地道府県等が原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の協力を得て実施すること。
- ・OILに基づく防護措置として避難や一時移転の対象となった住民等であって、19歳未満の者、妊婦・授乳婦等を対象者とする。
- ・すべての対象者に簡易測定を行い、スクリーニングレベルを超える者に対して詳細測定を行うこと。
- ・その他、避難退域時検査等の関係規定の見直しを行う。

(2) 原子力災害医療関係

- ・原子力災害医療を担う各機関の役割を明確にする。
- ・基幹高度被ばく医療支援センターの先導的・中心的な役割を明確にするとともに、これまで国の役割とされていた研修カリキュラムの作成等を基幹高度被ばく医療支援センターにおいて行うこととする。

3. 意見募集の実施

別紙に示す原子力災害対策指針の改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施する。

- 実施期間：令和4年1月27日から30日間
- 実施方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)／郵送・FAX

4. 今後の予定

- ・原子力災害対策指針改正の原子力規制委員会決定：令和4年3月中（予定）
- ・原子力災害対策指針改正の公布（官報掲載）：上記の原子力規制委員会決定後速やかに実施

<資料一覧>

- 別紙 「原子力災害対策指針」の改正案（意見募集の対象）
- 参考1 「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム会合報告書」（令和3年9月22日第34回原子力規制委員会資料）
- 参考2 「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性（令和3年10月27日第41回原子力規制委員会資料）

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

（案）

別表の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定又は二重傍線を付した見出しを改正前欄に掲げている場合であつて

、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定又は見出しを削ること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定（二重傍線を付した題名を含む。以下この号において同じ。）を改

正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>(2)(1) 「略」</p> <p>② 緊急事態における防護措置実施の基本的な考え方</p> <p>① 「略」</p> <p>緊急事態の初期段階における防護措置の考え方</p> <p>「略」</p> <p>(ii)(i) 「略」</p> <p>(i) 運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>「略」</p> <p>基本的な考え方</p> <p>放射線物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならぬ。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならぬ。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）を行い、その結果を踏まえ除染（簡易な方法による除染（以下「簡易除染」という。）を含む。以下同じ。）を行うとともに、甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺の被ばく線量モニタリング」という。）をその対象とする者（第3(5)⑥(i)に定める者）に対して実施しなければならぬ。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならぬ。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数</p>	<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>(2)(1) 「同上」</p> <p>② 緊急事態における防護措置実施の基本的な考え方</p> <p>① 「同上」</p> <p>緊急事態の初期段階における防護措置の考え方</p> <p>「同上」</p> <p>(ii)(i) 「同上」</p> <p>(i) 運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>「同上」</p> <p>基本的な考え方</p> <p>放射線物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならぬ。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならぬ。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにはしなければならぬ。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならぬ。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取</p>

〔ロ〕 日以内、空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において食物中の放射性核種の濃度の測定を開始し、その濃度に応じて食物摂取制限を継続的に講じなければならない。
〔ハ〕 略
略

〔ロ〕
〔ハ〕 同上
同上

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (2/2)

(発電用原子炉(第2(3)②(1)ただし書の場合を除く。))

注)本ページは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて措置に異なる各主体の行動をとるとする。

事業 者 カ 力	PAZ(おおむね50m※1)			UPZ(おおむね300m)			UPZK(おおむね300m〜)		
	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】
事業 者 カ 力	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】
公 地 方 体	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】
国	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】
事業 者 カ 力	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】
公 地 方 体	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】
国	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】	【例】

※1・・・緊急事態区外の全面緊急事態においてPAZ内を避避を実施していることが前提。

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (2/2)

(発電用原子炉(第2(3)②(1)ただし書の場合を除く。))

注)本ページは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて措置に異なる各主体の行動をとるとする。

事業 者 カ 力	PAZ(おおむね50m)※1			UPZ(おおむね300m)			UPZK(おおむね300m〜)		
	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
事業 者 カ 力	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
公 地 方 体	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
国	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
事業 者 カ 力	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
公 地 方 体	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
国	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】

※1・・・緊急事態区外の全面緊急事態においてPAZ内を避避を実施していることが前提。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの。)
※)並びに発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合に限る。))

(注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

事業者 力 公 共 地 方 団 体	UPZ		UPZ外	
	防護措置	防護措置	防護措置	防護措置
事業者力	【略】	【略】	【略】	【略】
地方公共団体	【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力
国	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力
地方公共団体	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力
国	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【甲】甲武蔵核燃料製造(株)への協力 【乙】甲武蔵核燃料製造(株)への協力

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2) [略]

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの。)
※)並びに発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合に限る。))

(注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

事業者 力 公 共 地 方 団 体	UPZ		UPZ外	
	防護措置	防護措置	防護措置	防護措置
事業者力	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
地方公共団体	【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
国	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。
地方公共団体	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。
国	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。	【選】選種面の決定 【実】選種の実施 【加】加える。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2) [同上]

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が探ること
を想定される措置等(2/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの。))

(※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動を定めることとする。

		防護措置	
原子力事業者	国	事業者	国
当該原子力事業者が存在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点的な対応) ※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力】	【略】
【略】	【略】	【避難の実施】 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 【甲状腺被ばく線量モニタリングの実施】	【略】
【略】	【略】	【避難範囲の決定】 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【略】
【略】	【略】	【一時移転】 【一時移転の実施】 【甲状腺被ばく線量モニタリングの実施】	【略】
【略】	【略】	【一時移転範囲の決定】 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】

※ 第2(3)②(イ)に掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が探ること
を想定される措置等(2/2)

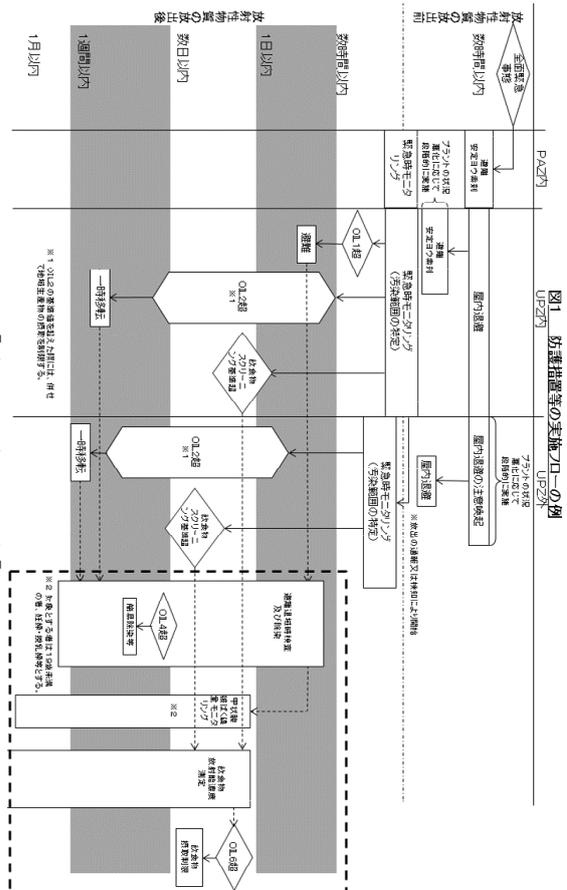
(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの。))

(※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動を定めることとする。

		防護措置	
原子力事業者	国	事業者	国
当該原子力事業者が存在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点的な対応) ※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。	【同上】	【同上】	【同上】
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
【同上】	【同上】	【避難の実施】 【加える。】	【同上】
【同上】	【同上】	【避難範囲の決定】 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)を指示 【加える。】	【同上】
【同上】	【同上】	【一時移転】 【一時移転の実施】 【加える。】	【同上】
【同上】	【同上】	【一時移転範囲の決定】 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【加える。】	【同上】
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】

※ 第2(3)②(イ)に掲げるもの。



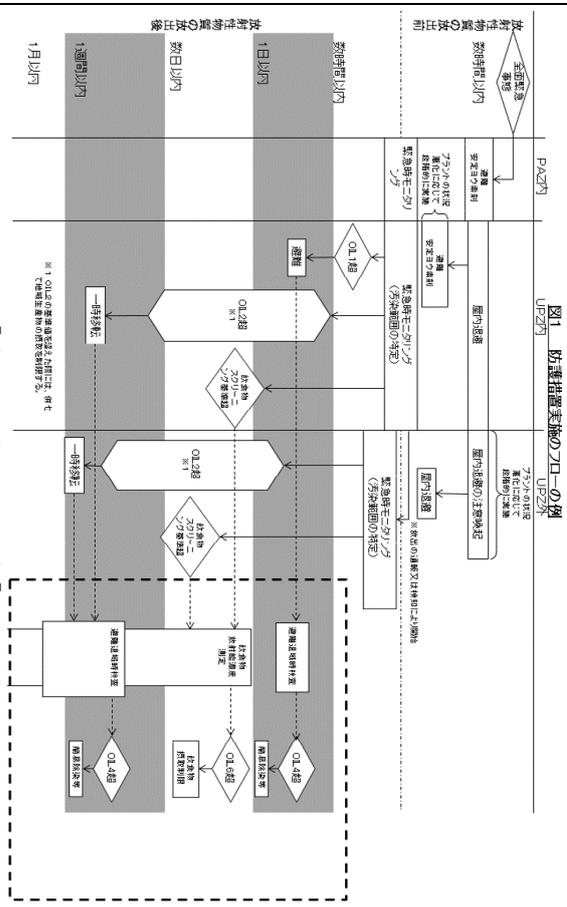
[表2・表3 略]

〔3〕(iii) 〔略〕

(7) 原子力災害時における医療体制等の整備

原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮して、被災者等に必要な医療を迅速、的確に提供することが必要となる。そのため、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難域域時検査、除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療従事者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系を整備・確認しておくことが重要である。

① 原子力災害医療の実施体制
〔略〕



[表2・表3 同上]

〔3〕(iii) 〔同上〕

(7) 原子力災害時における医療体制等の整備

原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮して、被災者等に必要な医療を迅速、的確に提供することが必要となる。そのため、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難域域時検査、指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療従事者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。

① 原子力災害医療の実施体制
〔同上〕

(i)

国は、次に示す役割を担う医療機関等を指定又は登録するための要件（以下「指定要件」という。）を定めるとともに、定期的に必要の見直しを図ること。

▽原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）

拠点病院とは、原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）に対しては適切な診療等を行う。さらに、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームを編成する。

▽原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）

協力機関とは、原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供や、住民等の被ばくや汚染に対する検査への協力等を行う。

▽原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害医療・総合支援センターとは、原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。

▽高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターとは、原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣

(i)

国は、次に示す医療機関等の要件（以下「施設要件」という。）を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図ること。

▽原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」（以下「拠点病院」という。）

▽原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」（以下「協力機関」という。）

「加える。」

▽拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」

等を行う。

▽基幹高度被ばく医療支援センター…

基幹高度被ばく医療支援センターとは、高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関であり、同センターの役割に加え、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療等の対応を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成を行う。

「削る。」

「削る。」

国は、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターについて、指定要件に基づき指定すること。なお、複数の機関を高度被ばく医療支援センターとして指定する場合には、そのうち一の機関を基幹高度被ばく医療支援センターとして指定すること。また、おおむね3年ごとに、指定された原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に合致していることを確認すること。さらに、他の医療機関等が指定要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。

(ii)

立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す指定要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が指定要件に合致していることを確認すること。
立地道府県等は、あらかじめ拠点病院等の役割を決めておくとともに、当該立地道府県等、拠点病院、協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被

「加える。」

▽平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う「原子力災害医療・総合支援センター」
▽拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」

国は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定すること。なお、複数の機関を高度被ばく医療支援センターとして指定する場合には、そのうち一の機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定すること。また、おおむね3年ごとに、指定された高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に合致するか否かを確認すること。さらに、他の医療機関等が施設要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。

(ii)

立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が施設要件に合致しているかをかを確認すること。
立地道府県等は、あらかじめ拠点病院等の役割を決めておくとともに、当該立地道府県等、拠点病院、協力機関、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医

- ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）の間の通信手段及び傷病者等の搬送手順等について個々の地域の特殊性を考慮して確認しておくこと。
- 〔略〕
- ・立地道府県等は、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングに関しては、緊急時に多数の要員や資機材を必要とすることから、平時から緊急対応体制を構築すること。
 - 原子力事業者
 - 原子力事業者は、事業所内で発生した傷病者に対する初期対応等を行えるようにしておくこと。
 - 原子力事業者は、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に関して、要員の派遣や資機材の提供等を行えるようにしておくこと。
- ② 原子力災害医療に係る者に対する研修・訓練等
- 〔略〕
- (i) 国
- ・立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が行う研修、訓練等を支援すること。
 - 〔削る。〕
 - 〔削る。〕
 - 〔削る。〕
- (ii) 原子力災害医療・総合支援センター
- ・原子力災害医療派遣チームの構成員に対する研修等を行うこと。
- (iii) 高度被ばく医療支援センター
- ・拠点病院及び協力機関を対象とした高度専門的な教育研修等を行うこと。

- 療・総合支援センターの間の通信手段及び傷病者等の搬送手順等について個々の地域の特殊性を考慮して確認しておくこと。
- 〔同上〕
- ・立地道府県等は、避難退域時検査等に関しては、緊急時に多数の要員を必要とすることから、平時から緊急対応体制を構築すること。
 - 原子力事業者
 - 原子力事業者は、事業所内で発生した傷病者に対する初期対応等を行えるようにしておくこと。
- 〔加える〕
- (iii) 原子力事業者
- ② 原子力災害医療に係る者に対する研修・訓練等
- 〔同上〕
- (i) 国
- ・立地道府県等又は拠点病院が行う、原子力災害医療に関する基礎的な研修や複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修についての研修カリキュラムや研修資料の作成、当該研修を行う講師の養成等により支援すること。
 - ・基礎的及び実践的な研修に係る資料等については、定期的に見直しを図ること。
 - ・全国の医療従事者等に対する研修体制も考慮すること。
- 〔加える。〕
- (ii) 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター
- ・原子力災害医療に関する専門的な研修を実施すること。

- (10) (9) 諸設備の整備
〔略〕
- ② 〔略〕
④ 〔略〕
- ① 放射性物質及び放射線の特
性
それぞれ
の原子力施設において取り扱う放射性物質及び放射線に関する基礎知識（低線量被ばくの健康影響、避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリングの目的や一般的な放射線防護方法に関する知識を含む。）
- (8) ③ 平時からの住民等への情報提供
〔略〕
- (v) 〔略〕
拠点病院
- (iv) 〔略〕
立地道府県等
- ・立地道府県等内の原子力災害医療に係る者に対して、複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修・訓練を行うこと。
 - ・立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び他の高度被ばく医療支援センターが行う研修に対して、原子力災害医療・総合支援センターと協力して、研修のカリキュラムや資料の作成、当該研修等を行う講師の養成等の支援を行うこと。なお、基幹高度被ばく医療支援センターが指定される場合は、基幹高度被ばく医療支援センターがこれらの研修に対する支援を行うものとする。
 - ・立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び他の高度被ばく医療支援センターが行う研修・訓練に対し、講師派遣等による支援を行うこと。
 - ・立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び他の高度被ばく医療支援センターが行う研修に対して、原子力災害医療・総合支援センターと協力して、研修のカリキュラムや資料の作成、当該研修等を行う講師の養成等の支援を行うこと。なお、基幹高度被ばく医療支援センターが指定される場合は、基幹高度被ばく医療支援センターがこれらの研修に対する支援を行うものとする。
 - ・立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び他の高度被ばく医療支援センターは、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターを対
象とした高度専門的な教育研修等を行うこと。
 - ・基幹高度被ばく医療支援センターが指定される場合には、基幹高度被ばく医療支援センターは、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターを対
象とした高度専門的な教育研修等を行うこと。

- (10) (9) 諸設備の整備
〔同上〕
- ② 〔同上〕
④ 〔同上〕
- ① 放射性物質及び放射線の特
性
それぞれ
の原子力施設において取り扱う放射性物質及び放射線に関する基礎知識（低線量被ばくの健康影響、避難退域時検査等の目的や一般的な放射線防護方法に関する知識を含む。）
- (8) ③ 平時からの住民等への情報提供
〔同上〕
- (iv) 〔同上〕
拠点病院
- (iii) 〔同上〕
立地道府県等
- ・立地道府県等内の原子力災害医療に係る者に対して、実践的な研修・訓練を実施すること。
 - ・立地道府県等、拠点病院等が行う研修・訓練に対し、講師派遣等による支援を行うこと。
 - ・国、立地道府県等、拠点病院等が行う研修・訓練に対し、講師派遣等による支援を行うこと。
 - 〔加える。〕
 - 〔加える。〕

さらに、被ばく傷病者等や避難者に対応するための救急医療及び災害医療のための設備、資機材等については、住民の生命及び身体の安全を確保する観点から、多数の被災者に対して迅速に措置を施す必要があり、以下の点を踏まえて整備を行わなければならない。

第3 緊急事態応急対策

(5) 防護措置及びその他の必要な措置

① 避難及び一時移転は、いづれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

④ 「②・③」略
原子力災害医療

原子力災害医療調整官は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受入れを確認する。特に、重篤な傷病者については指定された拠点病院等に搬送できるようにする。また

さらに、汚染や被ばくの可能性がある傷病者や避難者に対応するための救急・災害医療のための設備、資機材等については、住民の生命及び身体の安全を確保する観点から、多数の被災者に対して迅速に措置を施す必要があり、以下の点を踏まえて整備を行わなければならない。

第3 緊急事態応急対策

(5) 防護措置

① 避難及び一時移転は、いづれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

④ 「②・③」同上
原子力災害医療

原子力災害医療調整官は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受入れを確認する。特に、重篤な傷病者については指定された拠点病院等に搬送できるようにする。また

、原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の立地道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、立地道府県等内の拠点病院等へ派遣する。さらに、原子力災害医療調整官は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を服用するように伝達する。立地道府県等は、国からの指示に基づき、避難退域時検査及び除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

⑤ 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査による汚染程度の把握は、表面汚染からの吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止を適切に実施するためには不可欠であり、住民等の避難や一時移転（放射性物質が放出される前に予防的に避難する場合を除く。）を円滑に行うためにも、また医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。

「削る。」

「削る。」

「削る。」
立地道府県等は、OILに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染を行う。避難退域時検査及び簡易除染の実施場所については、可能な限りバックグラウンドの低い所であつて、住民等の円滑な避難や一時移転の妨げとならない場所が望ましく、具

、原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の立地道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、立地道府県等内の拠点病院等へ派遣する。さらに、原子力災害医療調整官は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を服用するように伝達する。立地道府県等は、国からの指示に基づき、避難退域時検査及び簡易除染等を実施する。立地道府県等は、内部被ばくの可能性が高い場合には、鼻スミア及び甲状腺モニタリング、更には詳細な内部被ばく線量を推定するため、指定された拠点病院又は高度被ばく医療支援センターに搬送する。

⑤ 避難退域時検査等及び除染

避難退域時検査等による汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。

避難退域時検査等の実施に当たっては、それが必要な対象全てに対して実施できるような場所を選定するべきであり、この避難退域時検査等は、可能な限りバックグラウンドの値が低い所で行うことが望ましい。

なお、OILに基づく防護措置としての避難又は一時移転の対象となつた住民等については、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの場所において、避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染等を行うことが必要である。

(i) 避難退域時検査及び簡易除染

立地道府県等は、OILに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。
「加える。」

体的には、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの避難経路上又はその近傍の適所を選定する。

(i) 検査の方法

「略」
検査の方法
自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、結果が車両や携行物品の除染を講ずるための基準（以下「物品等の除染の基準」（注）という。）を超える場合には、乗員の代表者（避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名）に対して検査を行う。この代表者がOIL4を超える場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

携行物品の検査は、これを携行している住民がOIL4を超える場合のみ検査を行う。

（注）物品等の除染の基準

物品等の除染の基準は、 $40,000\text{cpm}$ （ β 線）とする。当該値は、我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が二十平方センチメートルの検出器を利用して当該物品等の表面から数センチメートルで測定した場合の計数率であり、表面汚染密度は約百二十ベクレル毎平方センチメートル相当となる。他の検出器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

(ii) 簡易除染の方法

検査の結果、OIL4を超える住民、物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品には簡易除染を行う。簡易除染の方法は、拭き取りや着替えにより行うことを基本とする。

簡易除染によってもOIL4を超える住民は除染が行える拠点病院等の機関で除染や必要な措置を行う。また、簡易除染によっても物品等の除染の基準を超える車両や携行物品は検査場所でも一時保管等の措置を行う。「削る。」

(4) 検査の方法

「同上」
検査の方法
自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、結果が $40,000\text{cpm}$ （ β 線）以下でない場合には、乗員の代表者（避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名）に対して検査を行う。この代表者がOIL4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

携行物品の検査は、これを携行している住民がOIL4以下でない場合のみ検査を行う。「加える。」

(ロ) 簡易除染の方法

検査の結果、OIL4以下でない住民、 $40,000\text{cpm}$ （ β 線）以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。

簡易除染によってもOIL4以下にならない住民は除染が行える機関で除染を行い、簡易除染によっても $40,000\text{cpm}$ （ β 線）以下にならない車両や携行物品は検査場所でも一時保管等の措置を行う。なお、簡易除染によってもOIL4以下にならない住民に対する説明は、簡易除染後の除染が行える機関

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

⑥

甲状腺被ばく線量モニタリング
甲状腺被ばく線量モニタリングは、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施しなければならない。

立地道府県等は、協力機関、原子力事業者、拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、以下に示す甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

(i) 対象とする者

対象とする者は、OILに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）であって、19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本とする。また、乳幼児については、測定が困難な場合には行動を共にした保護者等を測定することで乳幼児の線量を推定する。
なお、原子力災害等の状況に応じて対象とする地域を

での除染実施とともに行うことが望ましい。

内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院等に搬送する。

OIL4以下でない者に医療行為を行う場合には、二次汚染を防ぐため、患者を扱う医療従事者は手袋を二重に着用する等の注意を払う必要がある。

(ii)

鼻スメア

吸入被ばくが懸念される場合には、鼻腔の汚染を確認するための鼻スメアを行う。

(iii)

甲状腺モニタリング

甲状腺モニタリングは、避難退域時検査及び簡易除染の結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくが懸念される場合に行う。ただし、甲状腺モニタリングでは正確な甲状腺被ばく線量を推定することはできないことに留意する。

まず、簡易測定を行い、次に、詳細な測定が必要な場合には甲状腺モニターやホールボディカウンター等を用いた計測を行うこととなる。

そのためには、専門知識や機器管理等が必要であることに留意する。

「加える。」

見直すなどにより、対象とする者について柔軟に対応する必要がある。

(ii) 実施場所

簡易測定は、可能な限りバックグラウンドの値が低い所であつて、避難又は一時移転を実施した住民等の利便性を考慮して、避難所又はその近傍の適所で実施する。詳細測定は、甲状腺モニタやホールボディカウンタがある原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターで実施する。

(iii) 実施方法及び実施期間

まず、(i)に掲げる者に簡易測定を行い、スクリーニングレベル(注)を超える者を対象として詳細測定を行う。なお、これらの測定結果は、個人情報保護の観点から適切に管理する必要がある。

(注)スクリーニングレベル

スクリーニングレベルは、毎時0.2マイクロシーベルトを目安とする。当該値は我が国において周辺線量当量率の測定のために広く用いられているN₁₀₁(二)サーベイメータを利用した場合の値である。なお、原子力災害等の状況に応じて、国はスクリーニングレベルを適切に見直す必要がある。

(イ) 簡易測定

簡易測定は、N₁₀₁(二)サーベイメータを用いて実施する。簡易測定の実施期間は、吸入摂取からおおむね3週間内を基本とし、この期間を超える場合には、簡易測定ではなく詳細測定を行う。

(ロ) 詳細測定

詳細測定は、スクリーニングレベルを超える者を対象として、甲状腺モニタを用いて実施する。詳細測定の実施期間は、吸入摂取からおおむね4週間内を基本とし、この期間を超える場合には、代替としてホールボディカウンタを用いた測定を行い、核種組成から放射性ヨウ素の線量推定を行う。

なお、国立研究開発法人において可搬型の甲状腺モニタが開発されたが、今後製品化され普及が見込まれる

備考 表中の「」の記載は注記である。	(6) <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 飲食物の摂取制限 ⑧ 防災業務関係者の防護措置 ⑨ 各種防護措置の解除
	(6) <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 飲食物の摂取制限 ⑦ 防災業務関係者の防護措置 ⑧ 各種防護措置の解除